

奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科附属メディルクス研究センターの運営に関する規程

令和6年3月27日  
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則(平成16年学則第1号)第5条の2第2項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科附属メディルクス研究センター(以下「附属センター」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 附属センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) AI、バイオ及び工学技術と先端光技術の融合による新しい医工連携研究の推進及びそのための人材育成に関すること。
- (2) 前号の医工連携研究の結果得られた新たな知見又は技術の社会問題解決への応用又は展開に関すること。
- (3) 地域の医科系大学、企業等と連携した研究の促進、人材交流及び知識の集積に関すること。

(附属センター長)

第3条 先端科学技術研究科附属メディルクス研究センター長(以下「附属センター長」という。)は、附属センターの業務を統括する。

(組織)

第4条 附属センターに、研究推進部門及び連携推進部門を置き、それぞれ教員で構成する。

2 前項に規定する各部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究推進部門にあつては、社会問題解決に向けた医工連携研究及び人材育成の推進
- (2) 連携推進部門にあつては、学外機関との研究及び教育における連携の促進並びに人材交流並びに別に定めるコンソーシアムの運営

(部門長)

第5条 前条に規定する各部門にそれぞれ部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、それぞれの部門に係る業務を掌理する。

3 部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、部門長の在職する期間は、当該部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(メディルクス研究センター運営会議)

第6条 附属センターの運営に関する事項、メディルクス研究の推進に係る戦略及び外部機関との連携に関する事項その他の附属センターに関する重要事項を審議するため、附属センターにメディルクス研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属センター長
  - (2) 研究科長
  - (3) 副研究科長
  - (4) 前条に規定する各部門長
  - (5) その他附属センター長が必要と認める者
- 2 運営会議に議長を置き、附属センター長をもって充てる。
  - 3 議長は、運営会議を主宰する。
  - 4 議長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。
  - 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。
  - 6 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
  - 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、附属センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。